

## 福祉車両貸出要綱

### 1 趣旨

この要綱は、社会福祉法人 小諸市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が所有する「福祉車両」を貸し出すことにより、身体障がい者及び高齢者等（以下「身体障がい者等」という。）の日常生活等の便宜を図り、社会参加促進を図るものとする。

### 2 貸出対象者

貸出対象者は以下の者とする。

- (1) 公共交通機関の利用が困難な身体障がい者等、又は身体障がい者等を福祉車両に乗車させ同車両を運転する者の何れかが小諸市に在住している者。
- (2) その他、社協会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めた者。

### 3 運行の範囲

運行の範囲は、原則として小諸市及び近隣市町村までとする。ただし、会長が必要と認めた場合は、この限りでない。

### 4 使用申し込み

使用希望者は、電話にて予約するものとする。

### 5 契約

福祉車両を借受ける者（以下「借受者」という。）は、毎年度の初回借受時に「福祉車両貸借契約書」により契約を締結するものとする。なお、運転者は、運転免許証の写しを添付することとする。

### 6 個人情報の保護

契約書等における個人情報は目的以外には使用しない。

### 7 使用時間

使用時間は原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、会長が必要と認めた場合はこの限りでない。

### 8 運転者の責務

運転者は次の事項を守ることとする。

- (1) 道路交通法を遵守し、安全運転に心がける。
- (2) 開始前に点検を、終了後に点検と清掃を行い所定の場所へ返却する。

## 9 費用負担

借受者は次に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 基本料金 下表に定める金額
- (2) 燃料費 走行距離1kmあたり50円

利用時間区分	小諸市社会福祉協議会費 納入の有無	
	納入あり	納入なし
4時間未満	300円	500円
4時間以上	500円	1,000円

## 10 補則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。